

児童養護施設におけるモバイル機器でのネット利用の現状と課題

竹田 実生・七海 陽

1. 研究の目的

以前、児童養護施設に実習に行った時に、子ども達の iPod touch, ニンテンドー3DS(以下、3DS)の使用について職員の方が悩んでいる場面に遭遇した。実習先で子ども達がよくそれらのモバイル機器でインターネットサービスを利用していたので、どのような約束で使っているのか職員の方に訊ねてみた。すると、iPod touch に関しては「親が無断で買い与えてしまったもので、どう対処すべきか迷っている」、
「そもそも職員側がスマートデバイスについての知識が浅いので、対応するにも方法もよくわからない」という話をしてくださった。3DS についても「親と約束事を決めたくて買ってもらったようだが、それがあまり守れていない」とのことだった。本来は実親が子ども達にインターネット・リテラシー(以下、ネットリテラシー)を身に着けられるよう指導すべきであるが、児童養護施設にいる子ども達にはそれが保障されていない。また、職員の方も親のような存在ではあるが、親ではないためどう指導するか難しい面があるようだ。

実習先では、携帯電話及びスマートフォンの使用について、施設全体で統一した規則があるようだったが、グループホームでは、それ以外のインターネットサービスを利用できるモバイル機器すなわち、iPod touch, 3DS などに関しては、規則を制定したいと考えてはいるが、実際には制定されていないのが実状であった。しかし、ゼミナール内で他の児童養護施設での様子を聞いてみると、施設全体でルールを決めているところや、グループホーム毎でも規則を決めている施設もあるようだった。つまり、施設毎でインターネットサービスを利用できるモバイル機器に対する規則の制定と運用状況は異なっている様子が推測された。

そこで筆者は、児童養護施設におけるモバイル機器でのインターネット利用に関する課題を次の二点と仮定した。

一点目は「児童養護施設全体で統一されたルールがない」ことである。ある施設ではルールを決めてモバイル機器を使用しているが、ある施設では全くルールがない。また、施設内でも違いがあるかもしれない。これでは入所している子ども達を統一的にネットの危険から守ることは難しいし、子ども達も納得してモバイル機器を使うことが出来ないかもしれない。

二点目は「職員側が進化するモバイル機器の性能についていくのが困難」なことである。日々進化をしているモバイル機器の性能や機能について、一般の保護者と同様に、職員が十分に理解することは容易ではないと考えられる。職員は子ども達が何をを使ってどのようなことをしているのか知らなければ、子ども達を危険から守ることも危ういだろう。今の時代はパソコンや携帯電話だけではなく、様々な機器がインターネットに接続できてしまう。それが子ども達を危険にさらす恐れがある。

本研究はこの二点の課題について、実際はどうか現状を調査し、その妥当性を検討する。

尚、インターネットサービスを利用できるモバイル機器を「ネット接続機器」と称することとする。また、携帯電話の表記については断りがない場合、スマートフォンを示すこととする。

2. 文献調査

2.1. 一般家庭で起きたネットトラブル

一般家庭で起きているネットトラブルは、児童養護施設でも起こりうる、または既に起こっていると考えられる。そこで、総務省が発表した「平成 26 年度インターネットトラブル事例集」¹⁾から、中高生に比較的起こりやすい代表的な事例を引用して紹介する(総務省, 2014, pp4-25.)。

(1) ネットを通じて見知らぬ人と知り合い、性的被害を受けた

中学3年生のA子さんはあるゲームサイトを利用していた。そこではミニメールという機能があり、見知らぬ人とも簡単に連絡を取ることが出来た。ある時A子さんはミニメールで仲良くなった男性と実際に会ってしまった。その後もA子さんはその男性に執拗にメールで誘われ、仕方なく再び男性に会いに行った。そこでA子さんはその男性から性的被害を受けてしまった。

(2) ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

高校2年生のAくんは基本料金のかからないソーシャルゲームで遊び始めた。Aくんはゲームを優位に進める為に、有料アイテムを何度も購入した。支払いには無断で親のクレジットカードを使用していた。後日2か月分の利用料として、Aくんの両親に400万という高額請求が届き、Aくんは両親からひどく叱られた。両親は請求の免責ができないかゲーム会社に向けあっているが、厳しい状況だという。

(3) ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

小学生のA子さんは、SNSで知り合った中学生のB子さんに「ポイントをあげるからIDとパスワードを教えて」とメールを送った。ポイントが欲しかったB子さんはA子さんに自分のIDとパスワードを教えてしまった。その後B子さんがSNSにログインしようとする時、パスワードが変更されていて、ログイン出来なくなっていた。B子さんが警察に相談したことで、A子さんによるSNSへの不正アクセスが発覚。A子さんは補導された。

(4) SNSでのいじめ

SNSを利用していた小学6年生のAくん。AくんのSNSには多数の友達が登録されていた。ある時、Aくんは冗談で友達のBくんの悪口をSNSに書き込んだ。Bくんには見られないように設定していたが、他の友達CくんからBくんに伝わってしまった。Aくんの書き込みに激怒したBくんは、自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書いた。それはSNS上の友達にあつという間に広まった。落ち込んでしまったAくんはそれから学校に行けなくなってしまった。

(5) 不審な無線LANへの接続による通信内容の流出

Aくんは友達から「インターネットを無料で利用できる場所がある」と教えてもらった。Aくんはその場所に行き、スマートフォンの無線LAN機能でインターネットに接続し、友達とインターネットを楽しんだ。しかし、Aくんが接続していたアクセスポイントは、接続者の通信内容を盗み見るためのもので、Aくんは知らず知らずのうちにメール内容やSNSへの書き込み内容などを盗み見られてしまった。

これらの事例は一般家庭だけでなく、児童養護施設の子ども達にも起こりうることを考えられるため、懸念される問題であろう。

2.2. 現在児童養護施設が実施している取り組み

児童養護施設におけるスマートフォンをはじめとするネット接続機器の利用に伴うトラブルへの対応、防止策について、文献調査を行った。なかなか情報を得ることが出来なかったが、インターネットのニュース記事から一つの取り組みを紹介する。

【図1】は、神奈川県相模原市の児童養護施設「中心子どもの家」にて、チェックフィールド株式会社が実施しているインターネットについての講座が2014年7月に開かれたという報告記事²⁾である(チェックフィールド株式会社ホームページ)。

同社は、中規模企業向けの IT コンサルティングを行っている会社である。IT コンサルティングの他にも、Web デザイン、システムの制作や、PC トラブルサポートなど IT に関するお悩みを解決する会社であり、記事によると、「ネット・スマホの現状と正しいつきあい方～巧妙化するネット犯罪から子どもを守るために～」という題目で、特にスマートフォンの問題を中心に話したとある。

参加者は約 30 名とあるが、【図 1】の画像を見る限り、職員他大人向けの講座であることが推測される。また、中心こどもの家では同年 3 月にも同様の講演会が開かれており、児童養護施設の職員の間でも問題意識が高まっているのではないかと推測される。



【図 1】チェックフィールド株式会社ホームページに掲載されている記事

3. インタビュー調査

2.2 の文献調査では、情報が限られており実態が掴めなかった。また、児童養護施設にもいくつかの形態があり、それにより子ども達の生活も異なっていることから、児童養護施設に協力を仰ぎ、職員の方に直接お話を伺うインタビュー調査を実施することにした。3.1 で調査概要を、3.2 で調査結果を記す。

3.1. インタビュー調査の概要

(1) インタビュー調査対象の選択

調査対象は、神奈川県内の児童養護施設 S、児童養護施設 T、児童養護施設 K の職員の方である。

(2) インタビュー調査依頼の手順

予備調査として、3 年次に児童養護施設で実習を行った学生に「実習時の子どもたちの携帯電話やゲーム機器、インターネットの利用状況」についてヒアリングした。その後、河尾豊司教授ならびに指導教官に相談し、インタビュー依頼をする児童養護施設を決定した。指導教官から電話依頼の後、施設長宛に依頼状を作成してもらい郵送、その後電話にて回答を得る。次に筆者が電話にて、インタビュー日程の調整を行った。

(3) インタビュー調査の時期

調査時期は 2014 年 10 月～11 月である。

3.2. インタビュー結果

質問項目は 24 問である。質問毎に 3 施設の回答を列挙する。

Q1. 携帯電話・スマートフォンの利用は許可していますか

【S 施設】

高校生から許可している。高校生になると携帯電話を持ちたいという願望が出てくるが、高校生になったからといってすぐに携帯電話を持てるわけではない。

今現在、携帯電話を持っているのは高校 3 年生の 3 人(女子), 1 人(男子)である。女子児童の 1 人がガラパゴス携帯(スマートフォンではない, 従来型の携帯電話の通称), 他の 3 人はスマートフォンを使用している。

【T 施設】

高校生から, 条件付きで許可している。

【K 施設】

高校生から許可している。スマートフォンを 16 人中 13 人が利用している。その内の 12 人は iPhone を利用している。スマートフォンの場合は iPhone のみの利用になる(セキュリティが Android よりもしっかりしていると聞いた為)。1 人はガラパゴス携帯を利用している。

Q2. 携帯電話・スマートフォンを利用する上での決まりごとはありますか

【S 施設】

必ず誓約書にサインをする(誓約書は「資料 1」として巻末に付録)。利用出来る時間は就寝時間までで, 食事時の利用は禁止。

【T 施設】

高校生以上に限る。職員との信頼関係でしっかりと話し合いをし, 携帯電話を持たせて安心できる児童には許可する。『携帯電話マニュアル』を読み, それを守れると誓約をしてもらう(アルバイトをしている, 1 万円以上の貯金があるなど)。

親が児童に携帯電話を与えることを施設側が許可すると, 親にお金を払ってもらえる児童と, 払ってもらえない児童に差が出てしまうので, 親が携帯電話を持たせることは許可していない。施設が法人契約した携帯電話を, 条件を満たした児童に貸し出す形をとっている。卒業する時には, 本人が望めば譲渡する手続きを行い, 施設で使用していた携帯電話を持って退所するという事も可能である。

以前は親が携帯電話の契約書にサインをしてくれる場合はしてもらい, してもらえないようなら職員が個人的に名前を書いて契約をしていた。しかし, それでは何かあった時に職員個人に責任がかかることになる。また, 不公平でもあるのではないかとということで, 法人契約となった。しかし, 法人契約であるために不具合が生じているのも実情である。たとえば, 突如退所してしまう児童が, 携帯電話を置いていってしまう。すると, その携帯電話と端末利用料金の支払い義務が施設に残ってしまうという例もある。

携帯電話利用の約束事としては, 食事中は使わない, 就寝時間の午後 11 時以降は使わないなどがある。

携帯電話マニュアルに関しては, ルールだけではなく, なぜそのルールがあるのかの理由を, こだわって書いている。ルールを提示して守る, 守らないのかの指導をするだけでは意味がない。なぜそのルールを守る必要があるのか, なぜそのルールがあるのかについて重点的に書いている。

【K 施設】

『携帯電話に関する約束事等について』というマニュアルは、その時期の携帯電話の状況に合わせて何度も改定をしたものである。以前はスマートフォンの利用は高校3年生から許可し、1・2年生はガラパゴス携帯のみ許可していた。しかし、時代的な面を考慮し、今年から高校生は1年次からスマートフォンを利用してもよいことにマニュアルを変更した。

多くの児童がアルバイトをし、そのお金で携帯電話の利用料金を支払っている。部活動のみの児童もいて、部活動だけをしている児童には「部活援助費」として最大で5,000円支給している(部活動の頻度などによって金額が変わる)。そのお金を携帯電話の利用料金代にあてる児童が多い。

また、法人契約でガラパゴス携帯を貸し出す場合もある(現在使用している児童はいない)。

Q3. 子ども達が携帯電話・スマートフォンのどのような機能を使っているか知っていますか

【S 施設】

LINE, Twitter などの SNS の利用が多い。携帯電話のゲームをしている女子児童はいない。男子児童はアプリケーションソフト(以下、アプリ)のゲームを利用している。

【T 施設】

児童が自由にアプリをダウンロードできないように制限はかけている(ネットワーク暗証番号を教えていない)。しかしフィルタリングにかからないものもあるので、その点に関しては把握できていない部分もある。

【K 施設】

LINE などの人気の高いアプリは使っていると思う。

Q4. 携帯電話・スマートフォンの利用に関してトラブルになったことはありますか

【S 施設】

- ①女子児童の1人が友達と夜中の2時まで携帯電話を使用していた。友達の相談に乗っていたようであった。本人も決まり事を守っていないことを分かっていたがやめられなかったという。その女子児童に関しては就寝時間になったら携帯を預かるようにしているが、他の児童に関しては管理も自分達で行っている。
- ②携帯電話利用料金が月額6万円を超えてしまった児童がいた。その児童は翌月のアルバイト代から支払った(まだ現在の誓約書が出来る以前)。
- ③携帯電話を持っていない高校生の児童に、持っている児童が貸して、それで携帯電話のゲームをしていた。
- ④携帯電話を持っていないと把握していた児童が、実は親から与えられていたり、ボーイフレンドから与えられて持っていたことが年に1, 2回ある。ボーイフレンドから貰ったという児童は、ウィルコムが1台購入するともう1台プレゼントするキャンペーンをしており、その1台を使っていたようで、料金はボーイフレンドに払ってもらっていた。

【T 施設】

- ①就寝時間を過ぎても個室でこっそり LINE をしていて、その影響で朝起きられないことがある。
- ②出会い系サイトではなく、フィルタリングにかからない交流サイト(同じ夢を持った人同士が集まるサイト)で知り合った人に、直接会いに行った児童がいた。

問題がある度に児童と話し合っている。自分自身でセーブできない場合は預かるという話もしてい

る。

【K 施設】

スマートフォンが一般的になってからトラブルが増えている。

- ①高校3年生の男子児童が、授業中に同じクラスの生徒が先生に怒られている姿を写真に撮り LINE のグループに投稿した。本人は「先生の叱り方が理不尽だと感じた」と言っていた。その事実が学校側にも伝わり、児童は停学になった。施設ではその児童の携帯電話を一時期預かった。
- ②高校生が職員とのやりとりで不満を持ち、LINE のタイムラインに不満を書いた記事を投稿した。その記事を施設の職員が発見した。
- ③施設を退所した児童が、学園祭に来た際に、学園にいる児童の写真を撮って Twitter に載せた。その後、友達間のリプライで「この子性格悪い」などのやり取りをしていた。その投稿を学園にいる他の児童が発見した。

Q5. ニンテンドー3DS の利用は許可していますか

【S 施設】

許可している。3DS は小学4年生から、PSP は小学5年生から使用できる。学童ユニットの小学生は8人中5人（男子）が3DSを持っている（1人はDS）。

【T 施設】

許可している。小学生から持っている。

【K 施設】

許可している。

Q6. ニンテンドー3DS は個人で所有しているものか、共用のものかどちらですか

【S 施設】

個人所有のものは、お小遣いや定額給付金から出して購入するか、入所の際に持ち込むかのどちらかになる。持ち込む際はゲーム機1台、ソフトは3本までという決まりがある。個人所有のゲーム機の種類は3DS、PSP、プレイステーションを持っている児童がいる。ゲーム機に関しては、4人は家からの持ち込み、1人は職員と一緒に買いに行った。共用のものは寄付でいただいたものを個人で持っていない子どもに貸し出している。

【T 施設】

お小遣いを貯めて買う児童、入所時に持ってくる児童などがある。

親の支援に差がある為、園で個人に3DSを貸し出している。貸し出し簿があり、そこに時間を決めて記入し、貸し出しを行っている。

個人所有の3DSについては、小学生の機器の管理は職員が行っている。職員室でそれぞれの職員が個人的に管理をしている。中高生は自分で管理している。

【K 施設】

小学生は3DSを個人で持っている場合が多い。小学5年生以上はPSPの利用も許可しているが、持っている児童はいない。

共用のゲーム機は現在利用していない。以前は、各部屋で話し合っ使用することもあったが、テレビが1台しかないのであまりニーズは増えない。

3DS は親からのプレゼントが最も多い。施設に入所する時に持ち込む児童もいる。施設に来てから買う児童は少ない。ソフトの本数の制限はない。

Q7. ニンテンドー3DS などのゲーム機を利用する上での決まりごとはありますか

【S 施設】

利用時間は1時間。中学生以上は一回1時間で止めて、その後使いたい児童がいなければ延長もできる。個人の部屋にはテレビがないので、プレステを個人で持っている児童はリビングでやる。みんなのテレビなのでユニット内で話し合っただけで約束などを決めて利用している。

一人ひとりと職員が話し合っただけで約束をしっかりと決めていない(ゲームを買ったばかりだからまだ1時間、しっかりと規則正しい生活ができていて約束事を守れているからもう少し伸ばそうなど)。

【T 施設】

ゲームをして良い時間はグループホーム内でそれぞれある程度決まっている(宿題をしてから、お風呂に入ってからの、1時間まで、2時間までなど)。

児童だけでフリーのWi-Fiでインターネットを繋げるコンビニなどには行かない。3DSについてもマニュアルがあり、職員同士で話し合いを重ね、作られたものである。

【K 施設】

使用時間は学年ごとに定めている。小学生は平日1時間、休日2時間。中高生は平日2時間、休日3時間。細かい内容は各部屋や各児童に応じて決めている。

インターネットは使用できないように制限をかけている。持ち込みの子どもであっても確認している。

Q8. iPod touch の利用は許可していますか

【S 施設】

特に禁止はしていない。

【T 施設】

許可している。数名、利用している。

【K 施設】

許可している。若干名利用している。

Q9. iPod touch を利用する上での決まりごとはありますか

【S 施設】

特になし。

【T 施設】

携帯電話や3DSほどのルール設定はない。職員が、iPod touchが携帯と同じようにインターネットに接続できることを知ったのが最近で、今職員の中でしっかりとルールを制定した方がいいのではないかと意見が出ている。

【K 施設】

インターネットに繋げるので、i-フィルター(デジタルアーツ株式会社が開発販売しているフィルタリングアプリ)を入れるようにはしているが、マニュアルはない。

Q10. ニンテンドー3DS, iPod touch の利用に関してトラブルがあった事がありますか

【S 施設】

男子児童に iPod touch をあげたという人がいて、それを教えてもらい確認したが、結局真意が分からなかった。「その家に忘れてきた」と男子児童が言った為、職員も一緒に捜索に行った。しかし見つからなかった。結局どうなったのか分からないままになっている（売ったか、友達に渡しているか）。

しかし、今でも「あの件は忘れてないよ」と声をかけたりして注意している。それが今後同じようなことをしない為の予防になると考えている。職員は分からないから放っておくのではなく、むしろ子どもが経験的に学び、リスクを理解して問題意識を持ち、施設を巣立って行ってもらうのが役目である。

【T 施設】

トラブルというよりは、それらを使って誰と繋がっているか分からないということが問題である。また、頻繁にコンビニに行っている児童がいると思ったら、フリーWi-Fi を使って iPod touch で LINE をしていたことがあった。それは携帯電話を持っていない児童だった(携帯電話を持つ条件を満たしていない児童)。

【K 施設】

最近ゲームを長時間やりたがる児童が増えてきているように感じる。中学2年生の男子児童は、入所する前はずっとゲームをしている生活だったようで、入所してからもその習慣が抜けなかった。自分のゲーム機が壊れてしまったら他の児童に借りたり、職員のロッカーから勝手に借りて使用していた。

ネグレクトで親がずっとゲームをやらせていたり、という場合もあるので一概に子ども達自身のせいだとは言えないが、そういう生活が身につけている児童が多い。

Q11. ニンテンドー3DS や iPod touch がインターネットに接続出来ることを知っていますか

【S 施設】

知っている。

【T 施設】

3DS は以前から知っていたが、iPod touch がアプリをダウンロードできるということは最近知ったので、対応が遅れている。職員の中で iPod touch を持っている者がいなかったのも、どういうものか知ることが遅れてしまった。3DS は男性職員が持っていることが多い。

【K 施設】

知っている。

Q12. ニンテンドー3DS や iPod touch がインターネットに接続出来ることをどのように知りましたか

【S 施設】

Wi-Fi (ゲーム機が無線 LAN につなげることも含め) について知ったのは、以前、3DS を部屋の窓に向けて Wi-Fi を探している様子からであり、また、元から知っている若い職員から聞いた。コンビニなどにも無料 Wi-Fi があることは知らなかった。

【K 施設】

新聞やテレビの情報や職員同士の会話の中で知った。

Q13. 子ども達が携帯電話・スマートフォンを利用することについてどうお考えですか

【S 施設】

子ども達が携帯電話・スマートフォンを使うことについてはだめだとは思っていない。友達同士の遊びやコミュニケーションのツールであり、部活動などの連絡にも必要になるので一概にだめとは言えない。持ちたいという子どもとはとことん話し合っていく必要がある。持たせてあげられるのなら持たせてあげたい。

退所の数か月前に携帯電話の利用料金が数万円になってしまった男子児童(高校3年生)がいたが、施設にいる時で良かったと他の職員と話した。施設を出てから使いたい放題使って料金を支払えなくなってしまうよりは、施設にいる間に使い方を勉強する意味で持った方が良いのではないかと思う。自分は、決めた料金の範囲内で使おうとしていても、オーバーしてしまったことがあった(友達から写真がたくさん送られてきて料金がかさんだ為)。その女子児童はこの経験を通して、使い方を学んだ。

【T 施設】

今の時代、高校生に持たせない方が世の中には合っていないと思う。

個人的には、携帯電話を持つことにはリスクがあるし、無いほうが良いと感じる。高校生の大多数が持っているからといって、それが正しいわけではないが、施設に入所しているからという理由で持てないというのは正しくないと思う。持たせないというルール作りをすることも出来るが、それは正しくないと思う。

若い職員は、自分自身が高校生の時から携帯電話を持っていたりするので、持たせる、持たせないというよりは、どのように持たせるかが議論になる。

親が、高校生になれば携帯電話を持たせるのが普通だろうと言ってくる場合もある。携帯電話を持つには条件があることを伝えてもあまり理解してもらえないこともある。また、親との連絡が、職員の目の届かない所で出来てしまうという問題もある。

【K 施設】

子ども個人、集団生活、社会との関係の3つの視点から見ている。時代の流れから持っていることが当たり前になってきているし、児童からも要望があったので、携帯電話を持つことは仕方がないと感じる。以前、高校生の児童が「クラスで携帯持っていないのは私だけだよ。」と言っていたこともあった。

しかし、携帯電話を持つことは危険が伴う。大人として子どもを守らなければならないし、集団生活なのでどうしてもルールは厳しくなってしまう。

Q14. 子ども達がニンテンドー3DS, iPod touch を利用することについてどうお考えですか

【S 施設】

ゲームなどに限らず、児童養護施設では、今子どもが何をしているかに関心を持つことがとても大切である。その為職員は、ゲームを使っている時も、どんな使い方をしているか、「何のゲームやっているの?」と声をかけ、見守っているよというメッセージを伝えることを心がけている。

【T 施設】

便利なものではあるし、社会に出た時にこのような機器を使えることが仕事に結びついたりもするプラスの面と、それに対してリスクの面にどう対応していくかを、職員が考えていかなければならない。

【K 施設】

年齢が低い児童に何の制限もなくインターネットを利用させるのは望ましくないと思う。小学生はまだ色々な危険性を判断できる年齢ではない。しかし様々な機能が増えてきているし、ゲームの中でネッ

ト限定のアイテムがある場合も多く、どこまで制限をするのかは難しい部分である。

Q15. 携帯電話・スマートフォンや3DSにフィルタリング機能があることを知っていますか

【S 施設】

知っている。

【T 施設】

知っている。

【K 施設】

知っている。

Q16. 子ども達はフィルタリング機能を利用しているか知っていますか

【S 施設】

携帯電話・スマートフォンに関してはフィルタリングをかけることが約束事の中に記載されている。
ゲーム機に関しては持ち込みの子どもが多いので、把握は出来ていないが、おそらくかかっている。
施設に入所してから購入した子どもに関しても、特に制限はかけていない。

【T 施設】

携帯電話と3DSにはかけている。iPod touchにはかけていない。

【K 施設】

利用している。

Q17. 子ども達のモバイル機器の利用について施設で話し合いの場を設けたりしていますか

【S 施設】

予想もしない問題が起こったりするので、その都度職員間で話し合いをしている。

【T 施設】

職員会議だけではなく、問題に気づいた職員がその時々の問題を他の職員に発信することを心がけている。そして随時その内容を議論している。

【K 施設】

ルール設定に関しては何度も話し合いを重ねている。施設独自でゲームのレーティングの基準を定めた時は、職員が実際にゲームをやってみて話し合い、定めた。そして、保護者向けにも『ゲームができる電子機器の所有に関するお願い』という資料を作成し、独自のレーティング基準に関して記載した(資料は「資料2」として巻末に付録)。

Q18. 子ども達にとってインターネットのどのような点が危険だと思いますか

【S 施設】

女子児童に関しては知らない異性とやり取りすることが怖い。その他、ネットで悪口を書かれていたり、人間関係のトラブルに巻き込まれてしまうことが怖い。色々な手段で色々な人と手軽にやりとりが出来る為、敷居が低くなってしまっていると感じる。

また、実親と繋がってしまうことも怖いと感じている。インターネットツールを利用して親と適切な

良い関わりを持てればいいが、親に振り回されるリスクもある。職員が知らない間に親と連絡を取ってしまうケースがある。親も外泊の時などにアドレスをこっそり教えてしまうこともある。児童養護施設にいる子どもたちの親は特に、全てが良い関わりを持ってくれるわけではないので注意しなければならない。

【T 施設】

携帯電話を通して、児童は人との繋がりを求めているのだと感じる。その求め方が、理解されない求め方であったり、過剰であったりする。そしてそれが携帯電話との付き合い方にも反映される。児童が抱えている背景がそのまま携帯電話との付き合い方に反映されてくるので、その面が心配ではある。

【K 施設】

子ども自身が被害者にも加害者にもなってしまう点が危険だと感じる。職員よりも子どもの方が詳しいことも多い。それは今までの環境では無かったことなので、危険だと感じる。

Q19. 子ども達をインターネットの危険から守っていくには、どのような援助が必要だと思いますか

【S 施設】

食事の時など、生活の中で繰り返し伝えていくことが大事だと思う。児童養護施設は、生活の場であって教育の場ではないので、いかに生活の中の何気ないやりとりの中で伝えられるかが大切である。ネット接続機器が便利なことも理解しているので、頭ごなしにだめだと言うのではなく、その便利さの裏にある危険を伝えることが必要である。怒るのではなく、そういう情報を伝える。見守っているよ、ということ職員が子どもに伝えていく。

「こうすれば絶対安全」ということはないので、一般家庭の親子と同様に子どものことをよく見て、「知らなかった」を作らない努力が必要であると思う。

お金の使い方も同様で、高校時代に間違ったお金の使い方をさせたくない。アルバイト代は将来の為の貯金と考えているので、ほとんど使わせない。携帯電話代は最高月額1万円までで、その上限の中で自分で設定する。どんなにお金を稼いでも生活費の中から1万円以上を携帯電話に使うことは適切でないということをお教たい。

【T 施設】

職員の知識が少ないので、知識を増やしていかなければならない。ただ、日常の中での児童と職員との信頼関係が大切で、知識やルール設定が先行してしまえば、児童にこうなってほしいという思いは伝わらないと思う。信頼関係を深く築いて、知識をこつこつと集めていくことが必要だと考える。ベースは日常の子どもと職員との関係である。知識は、自分で調べたり、知っている人に聞けば分かることである。しかし、信頼関係は誰かがどうにかしてくれるものではない。また、信頼関係を築くには時間がかかる。信頼関係が築ける前に児童が危険にさらされてしまう場合もある。そのような時にはやはり、ルール設定を行い、子ども達をある程度は縛らなければいけない。最も大事なことは何かを、職員が見失わないようにしなければいけない。

【K 施設】

知識をどんどん更新していかなければならない。子どもと話す機会を持たなければいけない。日々の関わりの中で話していかなければならない。

Q20. 何か既に行っている活動はありますか

【S 施設】

神奈川県児童福祉施設職員研究会でテーマとして取り上げられたことがある。

今、インタビューを受けている3人中2人が「中心子どもの家」で開催された(2.2 参照)、チェックフィールド株式会社による研修を受けた。職員全員が受講する機会を作れないかと、今かけあっている。

【T 施設】

個人的に研修に行く職員もいる。全国児童養護問題研究会神奈川支部主催が定期的に行っている学習会もある。園の中で他にいった講演はない。

中高生を対象に「自立講座」として、職員が講師になって、子ども達に生活スキルを教える講座は毎年行っていて、その講座に「携帯電話の使い方」を取り入れた年もあった。

【K 施設】

今年、警察署の方を呼んで児童向けに講習会を行った。去年は警察署の方に職員向けにスマートフォンの講座をお願いした(インターネットを使うときの注意など)。

Q21. 外部から講師を招き、2 回講演をされているようですが、どのような経緯で講演をしていただくことになったのでしょうか(T 施設のみ)

家庭養育支援センターの事業の一環で行った。職員がモバイル機器の進化についていけない部分があることを課題だと感じ、それを補うために講演会をお願いした。元々は、相模の里親会から要望があった。里親たちも携帯電話を持たせるべきなのかと悩んでいる。

去年は基礎的な部分についての講演だったので、今年は今の子ども達の現状、実際にあった事例などを聞いた。専門用語についても聞いた。

Q22. 講演を受けてどう感じましたか(T 施設のみ)

去年は基礎的な部分の講習だったので、正直なところ物足りなさも感じていた。今年はレベルアップしたところを聞いたことと、質疑応答があったので職員が聞きたかったことを聞くことができたので疑問は解消された。

Q23. 今後も何か講演を依頼する予定はありますか

【T 施設】

予定はないが、行う必要性はあると感じている。インターネット環境がどんどん進化していくので、それに合わせた知識を得ることが必要だと感じる。

【K 施設】

児童向けの講習会は毎年行おうと思っている。講習会を受けてから携帯電話を利用する、というような形にしたい。

Q24. 先生ご自身のご意見やご要望はありますか

【S 施設】

職員としてどのようなポイントを押さえることが、子ども達のリスク回避に繋がるのか。子ども達自身がどういうことを押さえておけば安全に使えるのか。具体的なことを無料で教えてほしい。また、自分はネット通販サイトなどへお金を振り込むことが怖いけど、子ども達にとってはそうではない。ネットを利用した方が料金が割安であったりすると、利用してしまう。ネット通販での決済における危険も教えてほしい。

【T 施設】

職員が講習を受ける機会を作る必要があると感じている。

自分達が使っていない機能は分からないので(Twitter など)，気軽に聞ける人がいたら助かる。

職員も SNS の利用モラルに気を付けなければならない。若い職員だと，SNS が身近にあるのが当たり前で，子ども達はその SNS ページや書き込みを見つけてしまう可能性もある。

【K 施設】

子どもが職員と一緒に携帯電話を契約する時に，必要な証明書類を用意していても，店員さんが迅速な対応ができない時があり，とても時間がかかる。これは仕方ない事ではあるが，そういった現状がある。

利益優先だけではなく，子ども達の安全にも気を付けてほしい。使い方の問題でもあるとは思いますが，その点も配慮してほしい。

4. インタビュー調査を受けての分析と考察**4.1. 結果分析**

インタビュー調査の結果から，各施設の回答を，質問の3つの主旨毎に，ポイントを整理して示す。

1. 『子ども達のモバイル機器の利用実態を知るための質問』より**●携帯電話・スマートフォンの利用時の決まりごとについて**

どの施設でも携帯電話の利用は許可していることが分かった。携帯電話は高校生からの利用を許可している施設が多く，ほとんどの子どもがガラパゴス携帯ではなく，スマートフォンを使用しているようだ。また，携帯電話は誓約書を作成している施設が多かった。しかし，誓約書の内容は施設毎で異なっていて，月額利用料金の設定などにも差が出ていた。携帯電話のフィルタリングは利用している施設が多かった。

●携帯電話・スマートフォンを利用したトラブルについて

携帯電話を使いすぎてしまい，利用料金が高額になってしまったり，夜中まで携帯電話を使っていたり，SNS 上での友達とのやりとりでトラブルが起きている。これは，第四章の第二節で明らかにした，一般家庭でのトラブル(見知らぬ人からの性的被害・ソーシャルゲーム上での金銭の浪費・SNS の不正アクセス・SNS でのいじめ・不審な無線 LAN への接続による通信内容の流出など)と同様の状態といえるだろう。

●携帯電話を持つことの難しさ

携帯電話を持つこと自体が，児童養護施設にいる子どもにとっては簡単なことではないことも分かった。一般家庭では親に携帯電話の利用料金を支払ってもらっている子どもが多いだろう。しかし，児童養護施設の子供達は携帯電話を持つには自分でアルバイトをしてお金を貯めなければならない。また，アルバイトをすると部活動をする時間が無くなってしまうので，アルバイトか部活動のどちらかを選択しなければならない状況があることがわかった。

2. 『子ども達とインターネットとの関わりを知るための質問』より

●ゲーム機の利用について

ゲーム機の利用に関しては、インタビューを行った全ての施設で利用を許可していた。携帯ゲーム機(3DS など)は、小学生が利用している場合が多く、入手方法としては「入所の際に持ち込んだ」「親に買ってもらった」「お小遣いで買った」など、いくつかの方法に分かれた。また、施設によってはゲーム機の貸し出しを行っている場合もあった。理由としては、親の支援に差がある為である。利用している子どもの年齢などについては大きな差は無かったが、誓約書の作成やフィルタリングの有無などに関しては施設によって違いがあった。まだ携帯電話より、ゲーム機でのフィルタリングの認知度が低いようであった。

●ゲーム機を利用したトラブルについて

最も多かったのは、決められた時間を超過したゲーム機の利用であった。携帯電話と同じように就寝時間を過ぎても利用してしまう子どもがいるようだ。入所する前の生活習慣が抜けずに、中々ゲームを止められない子どももあり、一概に子ども自身の問題だとは言えないようだ。

●iPod touch の利用について

携帯電話やゲーム機よりもしっかりと決まり事やルールがない施設が多く、iPod touch に関してはこれからルールを考えていかなければいけないと認識している施設もあった。

インターネット利用でのトラブル等について、あまり回答が得られなかったが、3DS で Wi-Fi を探す子ども達の姿を見てはじめて、3DS がインターネットに接続できることを知ったという話を聞くことができた。さらに、コンビニに頻繁に Wi-Fi を求めて行く子どもがいたという話も聞くことができた。

3. 『職員の方の考えを知るための質問』より

●子ども達が携帯電話やゲーム機でインターネットを利用することに関する考え

時代の流れで仕方ないことであると考える職員の方が多かった。利用させないのではなく、正しい利用の仕方を教えるべきであると考えているようだ。施設にいる間に使い方失敗しても大人が手助けをすることが出来るので、失敗も経験し、学んでほしいとの考えをもたれていた。正しい知識を身に付けることも大切だが、最も大切なことは子どもと職員との日常の関わりであるという。直接話すことで子どもの様子や変化に気づくことがなによりも大事であるとの見解も共通していた。

●子どもがインターネットを利用する上での危険について

SNS 上での知らない人とのコミュニケーションや、友達間での悪口、生活リズムの乱れ、ネット依存など、様々な危険があると職員の方は考えている。

また、インターネットについては職員よりも子どもの方が詳しい場合もあり、子どもの危険に気づき、未然に防ぐことがこれまでと同様にはできないことを心配に感じているという。

そして、職員を介さずに実親と繋がってしまうことも怖いと感じている。なぜなら親が、職員の目の届かない所で子どもに連絡先を渡したりしている場合があるからだ。インターネットツールを通して親と適切な関わりが出来ればよいが、親に振り回されるリスクもある。

●子どもをインターネットの危険からどのように守っていくか

職員の知識がまだ少ないので、知識を増やしていかなければならないと考えている。ただ、日常の中で築く児童と職員との信頼関係が大切である。知識やルール設定を先行するのではなく、児童に思いを伝えるためにも信頼関係を深く築き、知識は地道に集めていくことが必要だとの考えが伺えた。

ネット機器が便利なことも理解しているので、頭ごなしにだめだと言うのではなく、その便利さの裏にある危険を伝えることが必要である。怒るのではなく、情報を伝える。「こうすれば絶対安全」ということはないので、一般家庭の親子と同様に子どものことをよく見ることが大切だと考えられていることがわかった。

●要望・意見

インタビューの最後に、要望や意見を伺ったところ、いくつかの回答を得ることが出来た。一つ目は、子ども達がモバイル機器を安全に使うための具体的なポイントを教えてくれる講座などを開いてほしいという要望である。

二つ目は、モバイル機器を販売している企業に対し、利益優先だけでなく、子ども達の安全にも配慮してほしいという要望である。

4.2. 考察

児童養護施設の職員の方は一般家庭の親と同じくらい、インターネットの危険について考えているということが分かった。むしろ一般家庭よりもインターネットの危険を理解し、対応しているとの印象をもった。一般家庭よりも子どもの人数が多いからこそ、ルール設定をするなど、子ども達を守ろうとしているのだと思った。また、日々進化していくモバイル機器の性能にも対応できるよう知識をつけたり、さらに知識を得ようとしている姿勢を見て、子ども達をインターネットの危険から守るとともに、自立に向けて支援するとの思いを感じた。そして、知識だけではなく、日常生活の中で子どもとの関わりを大切にしているという施設が多かった。知識をつけることも大事だが、まずは子どもとの信頼関係を築き、子どもの様子をよく見ておくことが子ども達を危険から守るために最も大切な事であるという一致した見解であった。

これは一般家庭にも共通していることであろう。しかし、一般家庭でどの程度実施出来ているかは分からない。子ども達がインターネットの危険にさらされている状況は、一般家庭でも児童養護施設でも同じだと考える。

また、新しく二つの課題を発見した。一つ目は携帯電話により、職員が知らない間に、子どもが実親と連絡を取ってしまうことである。実親が、職員の目の届かない所で、子どもに連絡先を渡したりする場合があるという。それが適切な関わりであれば良いのだが、親が子どもを振り回してしまう危険がある。

二つ目は、スマートフォンを利用するためにはアルバイトをしなければならないということである。多くの施設では高校生が携帯電話・スマートフォンを持つための条件として、アルバイトをしていることが誓約書の項目にある。これは携帯電話の利用料金をしっかりと支払えるようにするための条件であるが、アルバイトをする時間を捻出するために部活動を諦めざるを得なくなる子どもが多いという。お小遣いだけではまかないきれない。補助金が支給される施設もあるが、やはり限度がある。この現状について、児童養護施設の職員の方も高校時代における心身ともに成長する経験を狭めているのではないかと危惧している問題であるが、どう対応してすべきか悩んでいる様子であった。

この二点は、インタビュー調査をしなければ気付かなかった課題である。

5. まとめ

本研究は、筆者が児童養護施設で実習を行った際の経験から仮定した二つの課題の妥当性を検討するために、児童養護施設の子どものモバイル機器でのインターネット利用の現状と課題を明らかにすることを試みた。

2.1 では、一般家庭の子ども達がネット機器を利用して起こったトラブルについて述べた。これらは一般家庭だけでなく、児童養護施設でも起こりうる事例だと思われた。2.2 では、児童養護施設におけ

るスマートフォンなどのネット機器利用に伴うトラブルへの対応、防止策など取り組みについて文献調査した結果を記した。情報が限られており実態が掴めなかったことから、実際に児童養護施設の職員の方へインタビュー調査を実施した結果を3.2に示し、4.に分析と考察をまとめた。

本研究を通して、目的で示した二つの課題の妥当性を検討した結果と結論を以下に示す。

一点目は「児童養護施設全体で統一されたルールがない」ことであった。インタビュー調査の結果、確かに統一されたルール設定は無く、モバイル機器に関しては施設毎にそれぞれルールを設定して利用していた。筆者は当初、施設によってルールが異なっているのは子ども達の安全を保障できないのではないかと考えた基、ルールを統一するべきではないかと考えていた。しかし、児童養護施設には様々な形態があり、入所している子どもの数も年齢も個々で違っている。また、子ども達の背景にあるものもそれぞれ異なっている。インタビュー調査を通じて、ルールを統一してしまえば、子ども達の思いを汲むことが出来ないという考えに至った。ルールを統一した方が子ども達の安全を保障できないのだということが分かった。

二点目は「職員側が進化するモバイル機器の性能についていくのが困難」なことであった。インタビュー調査の結果、日々進化していくモバイル機器の性能についていくのが大変であるという回答を得た。しかし、だからと言って諦めるのではなく、知識を得ようと努力をされていた。そして、進化していくモバイル機器にあわせて誓約書を改定するなど、子ども達をインターネットの危険から守る為に様々な行動をされていた。

児童養護施設の職員の方は、筆者が予想していたよりもモバイル機器についての問題意識が高かった。そして、子ども達をインターネットの危険から守る為に既に様々な努力や取り組みをされていた。しかし、職員の方の援助だけでは限界もある。インタビュー調査で要望や意見を伺ったところ、子ども達がモバイル機器を安全に使うための具体的なポイントを教えてくれる講座を開いてほしいということと、モバイル機器やゲームソフト、アプリ等を販売している企業に対し、利益優先だけでなく、子ども達の安全にも配慮してほしいという要望があげられた。

このことから、筆者は新しい問題意識を持つに至った。それは、行政や企業などが、児童養護施設と利用者である子ども達のネット利用の実態や事情をしっかりと捉えた上で、協力や支援を実施することが不可欠なのではないかということである。そのためには、児童養護施設における子ども達のモバイル機器でのネット利用の現状や特性、それに伴う課題をより多くの人に知ってもらう必要がある。

本研究がその契機になればうれしく思う。

【引用文献】

- (1)総務省(2014)平成26年度インターネットトラブル事例集 pp4-25.
http://www.soumu.go.jp/main_content/000311574.pdf(2015年1月21日閲覧)
- (2)チェックフィールド株式会社ホームページ
<http://www.checkfield.co.jp/>(2015年1月21日閲覧)

【参考文献】

- 南信州新聞(2013年3月16日)「児童養護施設児童対象に初の消費生活講座」
<http://minamishinshu.jp/news/society/%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD%E5%85%90%E7%AB%A5%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E3%81%AB%E5%88%9D%E3%81%AE%E6%B6%88%E8%B2%BB%E7%94%9F%E6%B4%BB%E8%AC%9B%E5%BA%A7.html>(2015年1月21日閲覧)

【謝辞】

本研究は、2014年度相模女子大学学芸学部子ども教育学科卒業論文「児童養護施設におけるモバイル

機器でのネット利用の現状と課題（竹田実生）」を筆者らが再検討したうえで修正・加筆したものです。インタビュー調査に際し、趣旨を理解し快く協力して頂いた調査対象の児童養護施設の職員の皆様に心から感謝申し上げます。また様々なお助言を頂きました河尾豊司先生に御礼申し上げます。

【付録】

資料1：携帯電話の契約および利用について（携帯電話を持つために必要な条件・誓約書）

資料2：ゲームができる電子機器の所有に関するお願い

携帯電話の契約および利用について

資料 1

◆携帯電話を持つために必要な条件

- ①中学生以下は携帯電話を所持しない
- ②学園での生活、学校生活がきちんとしていること
- ③保護者の同意と保証人としての親族の承諾が得られること
- ④毎月の使用料は「学園からの毎月の小遣い」もしくは「アルバイト料」から各自が支払うこと（親または親族に支払ってもらうことは原則として認めない）
- ⑤使用料の上限は 10,000 円／月とし、これを超えないこと
- *その他～使用料金に関して、は一切の負担をしない
- *この内容について変更したい場合には子ども会議で検討し、職員会議で承認を受けることとする
- ⑥「ケイタイ安全教室」に参加すること

誓約書

園長 様

私 _____ は、携帯電話の契約および利用を始めるにあたり、以下に定める「携帯電話を契約・利用するにあたっての約束」を順守することを約束いたします。

約束が守れなかった場合、携帯電話の不正な使用が認められた場合には、携帯電話本体および関連備品一式を担当職員に預け、一定期間の利用停止もしくは解約をいたします。

【携帯電話を契約・利用するにあたっての約束】

- ・ _____ のルールや私が通う学校の校則を守った生活を送ります
- ・原則として園内での使用は居室のみとし、就寝時間を過ぎての使用はしません
- ・利用限度額、契約内容について担当職員と相談し、限度額は _____ 円／月とします
- ・毎月の使用料は（ お小遣い ・ アルバイト料 ）から支払います
- ・毎月の携帯電話利用明細書を担当職員に渡します
- ・ _____ から電話があった時は、必ず電話に出ます。やむを得ず出られなかった場合には、折り返し電話を掛けます。着信拒否設定にはしません。
- ・契約内容の変更、機種変更を行う場合には、担当職員および保証人に相談の上行います

平成 年 月 日

氏 名 _____ 印

児童 _____ に上記のことを順守させることを約束いたします

保護者名 _____ 印

担当職員 _____ 印

<ゲームができる電子機器の所有に関するお願い>

2014(平成26)年5月6日 保護者会

1. はじめに

現在多くの子どもにとって、ゲームができる電子機器(以下、ゲーム機)は欠かせない玩具になっています。ゲーム機を使って楽しく過ごせるメリットがある反面、以下のような様々なデメリットがあげられます。

- (1)インターネット(以下、ネット)が接続できる場合には個人情報の流出やネット上のトラブル・犯罪を起こしたり巻き込まれたりして、取り返しのつかない事態を生む危険性がつきまといます。
- (2)ゲーム機の機能やゲームソフト(以下、ソフト)の内容の進歩と多様化が目覚ましいために、ゲーム機・ソフトに関する知識取得が難しく、子どもと大人の共通認識がもちにくいことです。
- (3)ゲーム機・ソフトともに子どもには高価なものであり、紛失等のトラブルの危険性があります(記名しております)。
- (4)ソフトの表現・内容が殺人や性的描写など、子どもに見せるには過激だと考えられるものがあります。
- (5)依存的なゲームの遊び方によって生活習慣が乱れる心配があります。

子どもは安全に安心してゲームができる環境を整える必要があります、そのための働きかけやサポートは大人の責務であるといえます。

標記について以下のとおりお示しいたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

2. ゲーム機の所有制限について

現在、子どもにはパソコンの所有は基本的には認めていませんが、高校生はスマホを含めた携帯電話に関して約束事に基づいて所有を認めています。しかしネット接続によるデメリットに対して、職員がサポートしきれない現状があり、携帯電話を所有できる高校生に限り、ネット接続が可能なゲーム機の所有を認めますが、それ以外の子どもには認めません。

(1) 所有を認めるゲーム機

- ①DS 各種…小2以上
(3DSはWi-Fi機能が備わっていますが、保護者機能を設定し通信を遮断した状態での使用とします)
- ②PSP…小5以上(最新機種 PS vita を除く)



(2) 所有を認めないゲーム機

- (全ての子どもが見るTVを介したネット接続機能があるため) 3G/Wi-Fiモデル 限定版 20551円(税込)
- ①PS vita TV ②Wii U



Wii U ベーシックセット
26,250円(税込)～



iPad
Retina ディスプレイモデル
42,800円(税込)～



iPod touch
32GB: 24,800円(税込)

(3) 携帯電話を所有できる高校生に限り所有を認めるゲーム機

- ①PS vita ②i-Pad 等タブレット型パソコン ③i-Pod touch ④一部のソニーウォークマン 等

ゲーム機購入の際のお願い

ゲーム機は子どもには高価なものであり、購入後の管理には子どもだけでなく職員も注意を要します。
ゲーム機を購入する前に、職員へご相談下さい。
子どもの状況等によっては、購入は控えて頂く場合もございますので、ご了承下さい。

3. ソフトの所有制限について

(1) 年齢別レーティング制度とは？

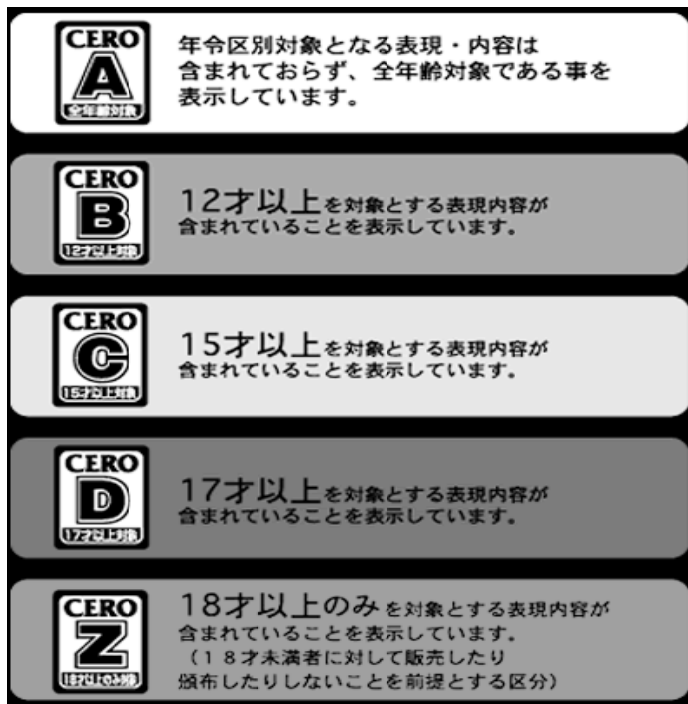
この制度は、ソフトの表現・内容により、対象年齢等を表示する制度です。国内で販売される家庭用ソフトの全てを対象に、年齢区分マークの表示をしようとするものです。この運用・実施は、2002年6月に設立したコンピュータエンターテインメントレーティング機構（略称CERO）があたり、2002年10月から開始しました。

(2) CERO レーティングマーク

①年齢区分マーク（2006年3月改訂）

マークは以下の5種類です。マークの表示は、ソフトのパッケージ表面の左下部分と、背表紙にも帯色をつけてされています。

（帯色はA：黒、B：緑、C：青、D：橙、Z：赤）



②学園として年齢ごとにレーティングの基準を設けました

小学生2～4年…Aまで可

中学生…Cまで可

高校生…Dまで可

(3) 表現種類

①コンテンツアイコン

表示はソフトのパッケージの裏面にされています。コンテンツアイコンは、対象年齢を決定した根拠となる表現を示すもので、9つのカテゴリーに分かれています。



②コンテンツアイコンの詳細

下記の分類は上記(2)①の詳細です。ソフトのホームページ等に掲載されています。

<性表現系> …「キス」「抱擁」「下着の露出」「性行為」「裸体」「性的なものを想起させる表現」「不倫」「排泄」「性風俗業」「水着・コスチューム」

<暴力表現系> …「出血描写」「身体の分離・欠損描写」「死体描写」「殺傷」「恐怖」「対戦格闘・ケンカ描写」

<反社会的行為表現系> …「犯罪描写」「麻薬等薬物」「虐待」「非合法的な飲酒及び喫煙」「非合法的なギャンブル」「近親姦・性犯罪等」「売春・買春」「自殺・自傷」「人身売買等」

<言語・思想関連表現系> …「言語・思想関連」の不適切な描写

※CERO レーティングB以上のソフトについては、上記3. (3)①と②にある表現がゲームの中で用いられています。

ソフト購入の際のお願い

ソフトも子どもには高価なものであり、購入後の管理には子どもだけでなく職員も注意を要します。ソフトを購入する前に、職員へご相談下さい。子どもの状況等によっては、購入は控えて頂く場合もございますので、ご了承下さい。ソフトを購入される際は、CERO レーティングと学園のレーティングの基準をご確認下さい。